

中間取りまとめに対する意見

ご連絡いただいた中間取りまとめに関して、4月10日に討議予定の第1、はじめに及び第2、提言(案)1、経済的支援の理念、目的、財源についての意見は次の通りです。

記

1 「第1、はじめに」に関して

(2)において、社会保障・福祉制度の方向性を明記することが望ましい。

例えば、「社会保障・福祉制度は、個人の尊厳に立脚しつつ、家庭、地域組織、企業、国、地方公共団体等全体で支える自助・共助・公助のシステムの適切なバランスに基づき構築されつつある。」といったような表現を入れる。・・・1994年「21世紀福祉ビジョン」より。

理由・・・(1)理念において「社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」と定めるが、その背景となる考え方を示すことになる。(2)提言の中で、「基金」について提言することになるが、「共助」の考え方を示すことにより、「基金」の背景の考え方を示すことになる。

2 「給付水準の引き上げ指針」に関して

遺族給付金・障害給付金についての金額の水準の基準となる考え方を明示すべきである。

論点对応叩き台では、「その稼働能力の喪失、減退の程度に応じ、障害者年金その他の障害者福祉制度における給付も考慮しつつ、重点的に引き上げをはかる。」と示されていたが、例えば「その稼働能力の喪失、減退の程度・支援を要する年数などに応じ、・・・重点的に引き上げをはかる」といったような表現を入れるべきである。

理由・・・中間取りまとめ叩き台では「その最高額について、自賠責並みの金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。」と示されているが、最高額以外の水準が不分明であるので、水準の基準となる考え方を明示して、給付金の水準のイメージを示すべきである。

3 「基金」に関して

(1)基金の財源について

「民間浄財を中心に」とされているが、民間浄財を中心に国からの拠出も考慮されるべきである。

理由・・・基金の円滑な運営のためには、財政基盤の安定が最も重要であり、そのことは論点对応叩き台でも「継続的な収入を得ることができる方策」が必要と明記されていた。また、「基金」は、社会の連帯共助の精神に基づき犯罪被害者の例外的なケースの支援をするものであり、民間以外の公的な資金の拠出が求められる。

(2)基金の事業内容

基金における事業内容を明確にし、基金の枠組みを示すべきである。

理由・・・中間取りまとめ叩き台でも、公的な経済支援制度によっても救済が図られない例外的な犯罪被害者等に対する救済・過去の犯罪被害による後遺障害により現在も窮状にあるような例外的な犯罪被害者の救済・海外での犯罪被害で例外的に救済すべき犯罪被害者などを基金で救済すべきとされている。さらに論点对応叩き台においても仮給付の貸与制度が提案されていた。又事業内容を明確にすることにより、基金の財政規模も想定でき、その規模に応じた寄付を募ることができる。

以上

2007年4月9日

平井 紀夫